

# NPO法人 介護・福祉サービス非営利団体 ネットワークみやぎ



## ●2020 年度総会第 2 回理事会報告

10月13日(火)14時から、フォレスト仙台5階501会議室において、第2回理事会を理事11人(内書面議決書による出席1名)と監事1人の出席で開催しました。議決事項として、1. 2021年度総会日程決定について提案し、全員異議なく議決されました。報告事項は、1. 2020年度総会議事録、2. 2020年度総会第1回理事会議事録、3. 2020年度上半期活動計算書、4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う調査評価事業、5. 実務担当者会議、6. 「情報の公表」調査事業、7. 地域密着型サービス外部評価事業、8. 福祉サービス第三者評価事業、9. みやぎ介護人材を育む取組宣言運営業務、10. 苦情解決の第三者委員研修・情報交流会、11. 「みんなで考えよう介護保険!みやぎ県民フォーラム2020」、12. 各種協議会、13. 定款変更の承認について報告し、確認されました。

～\*～みんなで考えよう介護保険!◆みやぎ県民フォーラム2020◆開催のお知らせ～\*～

日 時: 2020年12月12日(土) 14:00～16:30 (開場13:30)

会 場: フォレスト仙台2F第5・6会議室 【会場定員60名】

(仙台市青葉区柏木1-2-45 TEL:022-271-9340)

### ■第一部/学習講演

#### 「新型コロナと介護

#### 介護報酬改定と介護の未来」

講師 林 泰則氏(全日本民医連事務局次長)

※講師の林さんはWebでの講演です

### ■第二部/新型コロナと介護をめぐる現状について

○大内 誠さん(社会福祉法人宮城厚生福祉会 法人事務局長)

○吉島 孝さん(社会福祉法人こーぶ福祉会 理事長)

参加費無料

参加には事前申込みが必要です。

Webでの参加もOKです。

実行委員会事務局までお問合せ下さい。



主催/みんなで考えよう介護保険!みやぎ県民フォーラム2020 実行委員会

～ 申込み等 問い合わせ先 ～

〈事務局〉TEL022-388-9968 / 宮城厚生福祉会本部(仙台市宮城野区田子字富里153番)

～ 事務局から ～

年末年始のお休みは2020年12月29日(火)から2021年1月3日(日)までです。

### 介護・福祉ネットワークみやぎ参加団体

宮城県生活協同組合連合会・みやぎ生活協同組合・生活協同組合あいコープみやぎ・松島医療生活協同組合・みやぎ県南医療生活協同組合・JA宮城中央会・公益財団法人宮城厚生協会・宮城県高齢者生活協同組合・社会福祉法人仙台ビーナス会・社会福祉法人こーぶ福祉会・社会福祉法人宮城厚生福祉会・特定非営利活動法人ゆうあんどあい・特定非営利活動法人WACまごころサービスみやぎ・特定非営利活動法人ひまわり・特定非営利活動法人ほっとあい・特定非営利活動法人グループゆう・宮城県民主医療機関連合会・宮城県労働者福祉協議会・宮城県民医連事業協同組合・社会福祉法人みんなの輪・企業組合労協センター事業団東北事業本部・株式会社全労済ウィック・合同会社ワイズ・合同会社オフィス山岸

## ●宮城県、仙台市への『新型コロナウイルス感染拡大を受けて「介護崩壊」を起こさせないための要望書』提出と懇談会開催報告

介護・福祉ネットみやぎでは、関係団体と協同し、だれもが安心して利用できる介護保険制度を実現するため、「みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム実行委員会」を結成し、フォーラムの開催や各方面への要請活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染は、今春の緊急事態宣言時を超える感染の広がりを見せ、高齢者施設においてもクラスターが発生するなど予断を許さない状況が続いています。介護現場では感染のリスクとたたかいながら利用者とその家族を守るために奮闘しています。

みやぎ県民フォーラム実行委員会では、新型コロナウイルス感染リスクの高い高齢者を守り、緊急事態の中でも国民生活の下支えを行う社会福祉施設・職員を守り「介護崩壊」を起こさせないために運営面・経済面において緊急の対策が必要であると考え、『新型コロナウイルス感染拡大を受けて「介護崩壊」を起こさせないための要望書』をまとめました。2020年10月20日(火)に、宮城県知事あてに要望書を提出し関係部局と懇談、2020年10月23日(金)に、仙台市長あてに要望書を提出し関係部局と懇談をしました。

懇談では、PCR検査の受検及び感染予防物資の確保、軽度者隔離施設の設置など4項目の要望に関する趣旨説明を行い、あわせて介護・福祉ネットみやぎで取り組んだ組織内事業所実態調査の報告を行い懇談を深めました。

参加した事業者からも、感染リスクへの不安や運営面について切実な意見が出されるなど、宮城県や仙台市の実効性のある施策の推進や支援を求めました。



宮城県への要請行動の様子  
(写真奥)みやぎ県民フォーラム実行委員



仙台市への要請行動の様子  
(写真左)みやぎ県民フォーラム実行委員

### 宮城県・仙台市への要望項目

1. 職員、利用者等やその関係者に体調不良者・濃厚接触者が出た場合、速やかにPCR検査を複数回・何回でも受検できるようにしてください。  
また、衛生用品等、感染予防にかかる物資確保が困難な事業所の実態把握を丁寧に行い、行政の責任で早急に供給して下さい。
2. 入所施設の新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てと軽症者向け集団隔離施設（コホート施設）の確保及び法人の枠を超えた介護職の応援体制の構築には十分な支援を保障して下さい。
3. 社会福祉・介護保険事業に対し、前年同月程度の収入を補償してください。緊急事態時の財政的支援を社会福祉の施策として対応するよう国に働きかけて下さい。
4. 新型コロナウイルス感染症に対応したメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知してください。

※ 要望書の詳細につきましては、介護・福祉ネットみやぎのホームページ情報紙 第88号の後掲をご覧ください。  
[URL:https://www.kaigonet-miyagi.jp](https://www.kaigonet-miyagi.jp)

●2020年度第1回介護保険制度政策立案チーム開催報告

介護・福祉ネットみやぎでは、より良い介護保険制度を実現するため、調査活動や学習に取り組み、介護現場の実態を踏まえ、国や自治体へ意見や要望を発信しています。これらを検討するため介護保険制度政策立案チームを設置し活動を行っています。

2020年度1回目となる政策立案チームを2020年11月21日（土）14時から16時まで、フォレスト仙台5階501会議室において内館理事長を座長に6人の出席で開催しました。

協議事項として、2020年度の介護・福祉ネットみやぎ政策立案チームの活動の視点や課題について協議しました。2020年度の具体的な活動として①2021年度介護報酬改定に向けた国への意見提出、②みやぎ高齢者元気プランへの意見提出、③仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への意見提出の3点について活動を行っていくことを確認しました。

また、学習講演として仙台市介護保険審議会委員の田口美之さんをお招きし『仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）中間案』や次期介護報酬改定に向けた国の動向について情報提供をいただきました。



仙台市介護保険審議会委員の田口美之さん



介護保険制度政策立案チーム情報交流の様子

●2020年度「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」のお知らせ

安心して働ける介護事業所としてアピールしてみませんか

申請は公式ホームページから：<https://www.miyagi-kaigojinzai.jp/>

宣言認証制度全体状況：2020.3.31現在

宣言事業所 443, 第1段階認証事業所 308, 第2段階認証事業所 2



宮城県介護人材確保協議会

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度

お問合せはこちらまで

022(343)8565



TOP

制度について

宣言・認証事業所検索

申請方法

よくある質問

リンク

要綱・規程等（申請書含む）

申請手続き（第1段階）

Webからのお申込み

メールでのお申込み

第1段階認証事業所は、認証制度（第2段階）に申請できます。

申請手続き（第2段階）

メールでのお申込み

◆2020年度の認証制度

（第1段階）申請受付：2020年10月1日（木）～2021年3月10日（水）

（第2段階）申請受付：通年



## ●参加団体活動紹介

### 特定非営利活動法人ひまわり

法人格を取得してから、今年で20年目を迎えました。初めての給料日に「NPOなのに、給料を貰っていいの？」と事務局長に聞きました。「これは、必要経費だ、これからは、仕事として関わるとい事だから、しっかり勉強しろ！」と言われた事が、今でも心に残っています。ひまわりでは、お年寄りの方に「今日を精一杯、楽しんでほしい」との気持ちで関わらせて頂いています。

デイサービスは、笑い声の絶えない場所を目指しています。

グループホームは、家族未満友達以上の関係を築けるように心がけています。

ケアプランセンターは、その人らしさを大切にできる暮らし方を提案します。

最近では、ボランティアから始まり好きな事を仕事にできてとってもやりがいがあり楽しい気持ちでいっぱいだった頃とは違い、制度にがんじがらめにされ、次々増える加算に振り回されることに矛盾を感じています。それでも、皆さんの笑顔を見るのがスタッフのエネルギーになっています。しかし若いスタッフが少なく50代・60代のスタッフが頑張っています。若者よ来たれ!!

(特定非営利活動法人ひまわり 理事長 津田三枝子)



デイサービス、  
コスモス畑へドライブ



後楽庵、AED救命救急の研修

### 企業組合労協センター事業団 東北事業本部

私たちの介護事業は、地域密着型通所介護が中心です。小規模であるからこそフットワーク軽く、柔軟に活動できてきたように感じます。ところが新型コロナウイルスの感染拡大により、ケアの環境が一変しました。小規模ゆえに3密対策ではとても苦勞しています。一方、できるだけリスクを減らすためにどうすれば良いか、職員同士の工夫や話し合いがこれまで以上に充実し、職場内の連携やケアの質の向上にもつながっているようです。

障害者就労継続支援を行う事業所では、企業等から業務委託をいただき、施設外で行っていた作業（清掃・仕分け等の軽作業）の多くが中止となりました。利用者の活動の場の確保、工賃収入の不足という課題が生じています。仙台市内の事業所では、市内中心に活動を行う「フードバンク仙台」と連帯し、フードドライブや食料の受け取り、仕分け、食料配布等の活動を継続支援事業の作業として参加させていただく活動を始めました。コロナ禍で収入が減り、生活が困窮している方々を支える活動に利用者が参加し、活動の幅を広げています。



フードバンクのお手伝い

(企業組合労協センター事業団 東北事業本部 本部長 佐々木洋志)

2020年10月20日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

## 新型コロナウイルス感染拡大を受けて 「介護崩壊」を起こさないための要望書

みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム 2020 実行委員会呼びかけ人  
社会福祉法人仙台ビーナス会 会長高橋治  
社会福祉法人宮城厚生福祉会 理事長丹野広子  
公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部 代表若生栄子  
宮城県保険医協会 理事長井上博之  
宮城県社会保障推進協議会 会長刈田啓史郎  
NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 理事長内舘昭子  
宮城学院女子大学名誉教授 畑山みさ子  
(公印省略)

今般の新型コロナウイルス感染症に対する、宮城県及び貴職のご尽力に敬意を申し上げます。

私たちは、医療、介護、福祉、社会保障に関わる団体・個人でつくる「みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム～利用者も、事業者も、働く人も大事にする介護保険を～」の呼びかけ人です。

現在、今春の緊急事態宣言時を超える感染の広がりを見せ、介護施設で働く私たちは感染のリスクとたたかいながら、利用者とその家族を守るために奮闘しています。諸外国において高齢者施設での致死率が高いように、リスクが高い高齢者施設のクラスター対策には力を入れて取り組む必要があり、厚生労働省からも様々な通知が出されています。

新型コロナウイルスが全世界的に拡大し、日本においても第二波の感染が広がっています。新型コロナウイルスについては治療薬が確立していないことから、蔓延防止施策として「密閉・密集・密着（3密）」を避けることが最大の方針となっています。県内の介護施設においても、複数の高齢者施設でクラスターが発生していますが、医療・社会福祉・介護保険の事業については、「十分な感染対策を行いつつ継続」との要請が通知され、仙台市・宮城県それぞれからのチェックリストも出されています。これらの対策を取りながらも、それでもクラスターは発生しうる、高齢者福祉施設でのクラスターはどこでも起こりうるという認識での対応が必要です。

クラスター発生を防ぐためには①発生時の早期対応 ②集団隔離施設（コホート施設）の確保などが必要です。感染症は目に見えずどれだけ対策を整えても発生する可能性はあり、だからこそそれに備えることが必要です。そして、万が一感染した場合でも、差別と偏見を助長させない努力も求められます。発生施設においても、現場職員・管理者ともにも可能な限りの対応を取っているものです。管理者による謝罪会見を開かねばならない状況は、適切ではないものと考えます。チェックリストに基づき対応を行うことを指導する一方で、発生時の対応として「現場の責任」を追及することは、危険な状況下で支援を継続する職員に対し、離職を加速させてしまうことも懸念いたします。必要な対策とともに、感染のリスクとたたかいながら仕事をしている介護職員に対し、社会的評価を示していただくことを私たちは切に願います。介護事業は、医療と同じく、感染拡大期にあっても国民の生活を下支えする重要な社会的インフラであると考えます。

新型コロナウイルス感染リスクの高い高齢者を守り、緊急事態の中でも国民生活の下支えを行う社会福祉施設・職員を守り、「介護崩壊」を起こさないために運営面・経営面において緊急に以下の対策をとっていただくことを要望します。

貴職が各介護事業者と協力し、この難局を乗り切る上で一層のリーダーシップを発揮していただきま

**要望1. 職員、利用者等やその関係者に体調不良者・濃厚接触者が出た場合、速やかに PCR 検査を複数回・何度でも受検できるようにしてください。**

また、衛生用品等、感染予防にかかる物資確保が困難な事業所の実態把握を丁寧に行い、行政の責任で早急に供給して下さい。

(理由)

現場で働く職員が安心して支援を行える環境整備が急務です。国内で感染が広がる中で、これまでの社会福祉・社会保障・公衆衛生にかかる施策の脆弱さが露呈しました。感染が拡大する前から、介護現場では人員不足であり、事業所において通常の支援を行うことすら縮小せざるを得ない状況にあります。

介護は、「3密」の中でも、「密集」や「密接」が避けられない仕事です。この間、いくつかの高齢者施設において職員・利用者の感染が報道されています。施設においての感染は大きなクラスターを生み出すことも明らかになっています。介護の現場では、ひとたび職員に体調不良による欠勤が出れば、たちまち通常の支援すら危ぶまれる職員体制に陥ります。また、体調不良の職員が保健所に申し出ても、PCR検査及び医療が速やかに提供されず、自宅待機が長引くことも、職員体制を確保する上で障害になっています。PCR検査の精度を鑑み、介護施設に勤務する必要な職員に対し、必要時に応じて何度でもPCR検査受検が出来ることが必要です。

また、リスクの高い高齢者の介護にあたる職員は、マスク、手袋、アルコール等衛生用品、ガウンなど、基本的な感染予防物資について市場からの供給が進んでいますが、十分でないものもあります。物資確保が依然として困難な事業所の実態把握を丁寧に行い、行政の責任で早急に供給して下さい。合わせて、県の衛生用品等感染防止に係る物資備蓄の現状と、物品が不足したときに供給する基準を明確にさせていただくことが必要です。

**要望2. 入所施設の新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てと軽症者向け集団隔離施設（コホート施設）の確保及び法人の枠を超えた介護職の応援体制の構築には十分な支援を保障して下さい。**

(理由)

既にいくつかの施設で集団感染が発生しており、全国の事例では「発症したものの入院できない利用者を施設の個室で治療する」という事例が生れています。速やかに福祉施設で働く職員・利用者に対し、必要な支援を行うことが不可欠です。

新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てが必要です。また、軽症者、濃厚接触者を「自宅待機」扱いで施設待機とし、他の利用者と同じ空間で支援することは感染リスクが高まり介護事業所、介護職員の負担となります。集団隔離施設（コホート施設）の確保を行うなど、県の果たす役割を明確にし、発生時には施設任せにせず、国、自治体から医療・保健等の専門スタッフの派遣を即時に行ってください。特に、軽症の感染で入院が困難となる認知症高齢者のコホート施設の設置が必要であると考えます。

現在、施設内で感染者が出た場合の支援に関して宮城県が示す枠組みでは、発生施設に対し法人内職員で対応するとなっています。小規模事業所に対しては介護福祉士会が募るOB等を配置するとしていますが、施設内での大規模な感染拡大に備え、施設内で対応しきれない場合をも想定した体制作りが急務です。愛媛県のような発生施設への直接的支援とそれに必要な行政支援の枠組み（事前登録、宿泊施設確保、生命保険加入）の構築のほか、法人の枠を超えた介護職の応援体制の構築と運用を全体として県が責任をもって行う責任があります。

**要望3. 社会福祉・介護保険事業に対し、前年同月程度の収入を補償してください。緊急事態時の財政的支援を社会福祉の施策として対応するよう国に働きかけて下さい。**

(理由)

通常の支援の他に新型コロナウイルス感染症防止の対応に最大限の労力をかけていますが、平時の報酬に届かない経営が続いている事業所もあります。利用者も安心して休み、その後も通いなれた事業所が存続していることが安心に繋がります。収入のほぼ全てが介護報酬である事業所にとって、このことは、経営の危機に直結することはもちろん、「特定処遇改善加算」など、この間進めてきた職員処遇の改善もできず、さらなる職員の離職を招くことが懸念されます。利用者・家族の費用負担増については、費用負担のない社会福祉の支援とし税で賄うべきです。また、職員の処遇を守り、必要な地域支援を行うためには、事業所の平時の報酬により保障することが重要です。

この間、通所事業など、サービスを控える対応と合わせ、健康確認等にかかる電話での支援、配食等、訪問による代替サービスを行うことと、その算定についての通知が示されています。こうした代替サービスは高齢者やそのご家族の生活を支える上で、報酬増加は「かかり増し経費」や利用者減による減収への補填に対して必要である一方、利用者負担が発生する仕組みです。また、6月1日の厚生労働省の通知では、通所・短期入所への引き上げ特例報酬の通知も示され、従来と同じサービスを受けていても引き上げ特例報酬分の利用者負担増が発生する制度が拡大されました。

介護保険サービスを控えた高齢者の支援を行うとりくみへの利用者負担、通所・短期入所の引き上げ負担については、介護保険制度のルールにあてはめるのではなく、社会福祉（税）でのとりくみとして具体化してください。「上乗せの利用者負担部分は各自治体での負担とすること」を実現して下さい。「利用者負担増加分を利用者が減少となり支出が下がっている介護保険財政からの支出とすること」「上乗せ部分については区分支給限度額に含めないこと」など、国へ申し入れることが必要と考えます。

**要望4. 新型コロナウイルス感染症に対応したメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知してください。**

(理由)

令和2年4月30日付けで厚労省から「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」の実施について」が各都道府県および各指定都市へ通知されています。実施にあたっては様々な年齢層・職種等の方々の心の悩みに適切に対応できるような通知となっています。

宮城県では「宮城県精神保健福祉センター」が2020年5月1日付で『新型コロナウイルス感染拡大により不安を感じている方へ』の相談と電話番号を開示しています。仙台市は「仙台市精神保健福祉センター」が同様の情報を開示しています。しかし、「宮城県新型コロナウイルス感染症対策サイト各種相談窓口」「仙台市新型コロナウイルス感染症特設ページ」には掲載されていません。

新型コロナウイルス感染拡大により不安を感じている方が適宜、相談できるように、情報サイトへの掲示を行うなど相談窓口を拡充し、幅広い周知を求めます。

以上

『みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム 2020 実行委員会』

実行委員会構成団体

社会福祉法人仙台ビーナス会  
社会福祉法人宮城厚生福祉会  
公益財団法人宮城厚生協会  
宮城県民医連事業協同組合  
宮城県保険医協会  
公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部  
NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ  
宮城県社会保障推進協議会  
宮城県医療労働組合連合会  
宮城県民主医療機関連合会  
全国福祉保育労働組合宮城支部  
みやぎヘルパー介護労働者連絡会  
宮城県生活協同組合連合会

(順不同)

問い合わせ先

事務局：NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

事務局長 渡辺淳子

住 所：仙台市青葉区柏木 1 丁目 2-45 フォレスト仙台 5 階

電 話：022-276-5202

F A X：022-276-5205



仙台市長 郡 和子 様

## 新型コロナウイルス感染拡大を受けて 「介護崩壊」を起こさないための要望書

みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム 2020 実行委員会呼びかけ人

社会福祉法人仙台ビーナス会 会長高橋治

社会福祉法人宮城厚生福祉会 理事長丹野広子

公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部 代表若生栄子

宮城県保険医協会 理事長井上博之

宮城県社会保障推進協議会 会長刈田啓史郎

NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 理事長内舘昭子

宮城学院女子大学名誉教授 畑山みさ子

(公印省略)

今般の新型コロナウイルス感染症に対する、仙台市及び貴職のご尽力に敬意を申し上げます。

私たちは、医療、介護、福祉、社会保障に関わる団体・個人でつくる「みんなで考えよう介護保険！みやぎ県民フォーラム～利用者も、事業者も、働く人も大事にする介護保険を～」の呼びかけ人です。

現在、今春の緊急事態宣言時を超える感染の広がりを見せ、介護施設で働く私たちは感染のリスクとたたかいながら、利用者とその家族を守るために奮闘しています。諸外国において高齢者施設での致死率が高いように、リスクが高い高齢者施設のクラスター対策には力を入れて取り組む必要があり、厚生労働省からも様々な通知が出されています。

新型コロナウイルスが全世界的に拡大し、日本においても第二波の感染が広がっています。新型コロナウイルスについては治療薬が確立していないことから、蔓延防止施策として「密閉・密集・密着（3密）」を避けることが最大の方針となっています。県内の介護施設においても、複数の高齢者施設でクラスターが発生していますが、医療・社会福祉・介護保険の事業については、「十分な感染対策を行いつつ継続」との要請が通知され、仙台市・宮城県それぞれからのチェックリストも出されています。これらの対策を取りながらも、それでもクラスターは発生しうる、高齢者福祉施設でのクラスターはどこでも起こりうるという認識での対応が必要です。

クラスター発生を防ぐためには①発生時の早期対応 ②集団隔離施設（コホート施設）の確保などが必要です。感染症は目に見えずどれだけ対策を整えても発生する可能性はあり、だからこそそれに備えることが必要です。そして、万が一感染した場合でも、差別と偏見を助長させない努力も求められます。発生施設においても、現場職員・管理者ともにも可能な限りの対応を取っているものです。管理者による謝罪会見を開かねばならない状況は、適切ではないものと考えます。チェックリストに基づき対応を行うことを指導する一方で、発生時の対応として「現場の責任」を迫及することは、危険な状況下で支援を継続する職員に対し、離職を加速させてしまうことも懸念いたします。必要な対策とともに、感染のリスクとたたかいながら仕事をしている介護職員に対し、社会的評価を示していただくことを私たちは切に願います。介護事業は、医療と同じく、感染拡大期にあっても国民の生活を下支えする重要な社会的インフラであると考えます。

新型コロナウイルス感染リスクの高い高齢者を守り、緊急事態の中でも国民生活の下支えを行う社会福祉施設・職員を守り、「介護崩壊」を起こさないために運営面・経営面において緊急に以下の対策をとっていただくことを要望します。

貴職が各介護事業者と協力し、この難局を乗り切る上で一層のリーダーシップを発揮していただきま

**要望1. 職員、利用者等やその関係者に体調不良者・濃厚接触者が出た場合、速やかに PCR 検査を複数回・何度でも受検できるようにしてください。**

また、衛生用品等、感染予防にかかる物資確保が困難な事業所の実態把握を丁寧に行い、行政の責任で早急に供給して下さい。

(理由)

現場で働く職員が安心して支援を行える環境整備が急務です。国内で感染が広がる中で、これまでの社会福祉・社会保障・公衆衛生にかかる施策の脆弱さが露呈しました。感染が拡大する前から、介護現場では人員不足であり、事業所において通常の支援を行うことすら縮小せざるを得ない状況にあります。

介護は、「3密」の中でも、「密集」や「密接」が避けられない仕事です。この間、いくつかの高齢者施設において職員・利用者の感染が報道されています。施設においての感染は大きなクラスターを生み出すことも明らかになっています。介護の現場では、ひとたび職員に体調不良による欠勤が出れば、たちまち通常の支援すら危ぶまれる職員体制に陥ります。また、体調不良の職員が保健所に申し出ても、PCR 検査及び医療が速やかに提供されず、自宅待機が長引くことも、職員体制を確保する上で障害になっています。PCR 検査の精度を鑑み、介護施設に勤務する必要な職員に対し、必要時に応じて何度でも PCR 検査受検が出来ることが必要です。

また、リスクの高い高齢者の介護にあたる職員は、マスク、手袋、アルコール等衛生用品、ガウンなど、基本的な感染予防物資について市場からの供給が進んでいますが、十分でないものもあります。物資確保が依然として困難な事業所の実態把握を丁寧に行い、行政の責任で早急に供給して下さい。合わせて、仙台市の衛生用品等感染防止に係る物資備蓄の現状と、物品が不足したときに供給する基準を明確にさせていただくことが必要です。

**要望2. 入所施設の新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てと軽症者向け集団隔離施設（コホート施設）の確保及び法人の枠を超えた介護職の応援体制の構築には十分な支援を保障して下さい。**

(理由)

既にいくつかの施設で集団感染が発生しており、全国の事例では「発症したものの入院できない利用者を施設の個室で治療する」という事例が生れています。速やかに福祉施設で働く職員・利用者に対し、必要な支援を行うことが不可欠です。

新型コロナウイルス感染者が入院できる手立てが必要です。また、軽症者、濃厚接触者を「自宅待機」扱いで施設待機とし、他の利用者と同じ空間で支援することは感染リスクが高まり介護事業所、介護職員の負担となります。集団隔離施設（コホート施設）の確保を行うなど、県の果たす役割を明確にし、発生時には施設任せにせず、国、自治体から医療・保健等の専門スタッフの派遣を即時に行ってください。特に、軽症の感染で入院が困難となる認知症高齢者のコホート施設の設置が必要であると考えます。

現在、施設内で感染者が出た場合の支援に関して宮城県が示す枠組みでは、発生施設に対し法人内職員で対応するとなっています。小規模事業所に対しては介護福祉士会が募る OB 等を配置するとしていますが、施設内での大規模な感染拡大に備え、施設内で対応しきれない場合をも想定した体制作りが急務です。愛媛県のような発生施設への直接的支援とそれに必要な行政支援の枠組み（事前登録、宿泊施設確保、生命保険加入）の構築のほか、法人の枠を超えた介護職の応援体制の構築と運用を全体として県が責任をもって行い、仙台市も連携して取り組むことを望みます。

**要望3. 社会福祉・介護保険事業に対し、前年同月程度の収入を補償してください。緊急事態時の財政的支援を社会福祉の施策として対応するよう国に働きかけて下さい。**

(理由)

通常の支援の他に新型コロナウイルス感染症防止の対応に最大限の労力をかけていますが、平時の報酬に届かない経営が続いている事業所もあります。利用者も安心して休み、その後も通いなれた事業所が存続していることが安心に繋がります。収入のほぼ全てが介護報酬である事業所にとって、このことは、経営の危機に直結することはもちろん、「特定処遇改善加算」など、この間進めてきた職員処遇の改善もできず、さらなる職員の離職を招くことが懸念されます。利用者・家族の費用負担増については、費用負担のない社会福祉的支援とし税で賄うべきです。また、職員の処遇を守り、必要な地域支援を行うためには、事業所の平時の報酬により保障することが重要です。

この間、通所事業など、サービスを控える対応と合わせ、健康確認等にかかる電話での支援、配食等、訪問による代替サービスを行うことと、その算定についての通知が示されています。こうした代替サービスは高齢者やそのご家族の生活を支える上で、報酬増加は「かかり増し経費」や利用者減による減収への補填に対して必要である一方、利用者負担が発生する仕組みです。また、6月1日の厚生労働省の通知では、通所・短期入所への引き上げ特例報酬の通知も示され、従来と同じサービスを受けていても引き上げ特例報酬分の利用者負担増が発生する制度が拡大されました。

介護保険サービスを控えた高齢者の支援を行うとりくみへの利用者負担、通所・短期入所の引き上げ負担については、介護保険制度のルールにあてはめるのではなく、社会福祉(税)でのとりくみとして具体化してください。「上乗せの利用者負担部分は各自治体での負担とすること」を実現して下さい。「利用者負担増加分を利用者が減少となり支出が下がっている介護保険財政からの支出とすること」「上乗せ部分については区分支給限度額に含めないこと」など、国へ申し入れることが必要と考えます。

**要望4. 新型コロナウイルス感染症に対応したメンタルヘルス対策の相談窓口を拡充し、幅広く周知してください。**

(理由)

令和2年4月30日付けで厚労省から「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」の実施について」が各都道府県および各指定都市へ通知されています。実施にあたっては様々な年齢層・職種等の方々の心の悩みに適切に対応できるような通知となっています。

宮城県では「宮城県精神保健福祉センター」が2020年5月1日付で『新型コロナウイルス感染拡大により不安を感じている方へ』の相談と電話番号を開示しています。仙台市は「仙台市精神保健福祉センター」が同様の情報を開示しています。しかし、「仙台市新型コロナウイルス感染症特設ページ」「宮城県新型コロナウイルス感染症対策サイト各種相談窓口」には掲載されていません。

新型コロナウイルス感染拡大により不安を感じている方が適宜、相談できるように、情報サイトへの掲示を行うなど相談窓口を拡充し、幅広い周知を求めます。

以上

**実行委員会構成団体**

社会福祉法人仙台ビーナス会  
社会福祉法人宮城厚生福祉会  
公益財団法人宮城厚生協会  
宮城県民医連事業協同組合  
宮城県保険医協会  
公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部  
NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ  
宮城県社会保障推進協議会  
宮城県医療労働組合連合会  
宮城県民主医療機関連合会  
全国福祉保育労働組合宮城支部  
みやぎヘルパー介護労働者連絡会  
宮城県生活協同組合連合会

(順不同)

**問い合わせ先**

事務局：NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ

事務局長 渡辺淳子

住 所：仙台市青葉区柏木 1 丁目 2-45 フォレスト仙台 5 階

電 話：022-276-5202

F A X：022-276-5205